

## 子ども医療費助成制度 対象年齢拡大 ～申請はお早めに～

子育て支援医療費助成制度にかかる手続きの負担の軽減を図るとともに、子育てにかかる経済的支援と未来を担う子どもたちの健全育成を支援するため、平成22年1月1日から子ども医療費助成制度を拡大します。

子どもの医療費助成については、現在、子ども医療費助成制度として、就学前のお子さんの通院・入院の保険診療にかかる自己負担分を受給者証の提示により全額助成し、小学校1年生から中学校卒業年（15歳）の3月31日までのお子さんの入院の保険診療にかかる自己負担分については領収書に基づき支給申請をしていただくことにより、全額助成しています。

また、子育て支援医療費助成制度として、小学校1年生から中学校卒業年（15歳）の3月31日までのお子さんの通院の保険診療分を支給申請していただくことにより、自己負担分の3分の2に相当する金額を助成しています。

この子育て支援医療費助成制度について、平成22年1月1日から、子ども医療費助成制度として、出生から中学校卒業年（15歳）の3月31日までのお子さんの通院・入院の保険診療分を医療機関で受給者証を提示していただくことにより、原則として窓口で自己負担金をお支払いいただくことなく受診いただけるよう拡大してまいります。

対象となるお子さんのいるご家庭には、10月下旬にお知らせと子ども医療費受給者証交付申請書を郵送しております。（ただし、現在、障害者医療費または母子家庭等医療費を受給されているお子さんは対象になりません。）

期日までに子ども医療費受給者証交付申請書およびお子さんの健康保険証のコピーを必ず返送してください。期日までに返送いただかないと、受給者証の送付が遅れる場合があります。

なお、平成22年4月1日から小学校1年生となられるお子さんの受給者証につきましては、有効期限が22年3月31日となっておりますので、小学校入学後にお使いいただく受給者証は、平成22年3月中に送付いたします。

また、平成21年12月31日までに医療機関でお支払いされた小学校1年生から中学校卒業年（15歳）の3月31日までのお子さんの子育て支援医療費の交付申請は引き続き受け付けますが、制度そのものは廃止いたしますので早めにお願いたします。

### 改正前（平成21年12月31日まで）

子ども医療費助成	子育て支援医療費助成
出生から6歳の3月31日まで <通院および入院> 医療費自己負担金は、子どもの健康保険証と子ども医療費受給者証の提示により無料	小学校1年生から中学校卒業年（15歳）の3月31日まで  <通院のみ> 申請により自己負担金の2/3の額を助成
小学校1年生から中学校卒業年（15歳）の3月31日まで <入院のみ>	
申請により自己負担金の全額を助成	



### 改正後（平成22年1月1日から） 子ども医療費助成

出生から中学校卒業年（15歳）の3月31日まで
<通院および入院> 医療費自己負担金は、子どもの健康保険証と子ども医療費受給者証の提示により無料 ※入院中の食事および保険診療外の費用は、受給者の負担となります。

問合せ先 市役所市民窓口グループ ☎ 52-1111（内線 227）医療担当